

「ロール製品パッケージ」事件：引用文献の入替えと数値限定の「設計的事項」化

長巻トイレットロールのパッケージに関する数値限定特許（日本製紙クレシア）に対し、知財高裁は、引用文献のメ&マの主副を入れ替えた無効審判の判断を支持。各パラメータを「設計的事項」の範囲内とし、進歩性を否定した事例です。

進歩性否定の論理構成

主引例・副引例の入れ替えによる構成の共通化

構造が近い甲1を主引例とし、基本構造の変更を不要とした。



主引例
(甲1：ガゼット袋)



副引例
(甲2)

消費者ニーズを
動機付けの根拠に採用
「長巻化・取替頻度減少」への
需要を技術常識とし、製品の
適用を容易とした。



課題の認識を
「動機付けの前提」とせず
特許の課題を知らなくても、
別の動機から同じ構成に到達
できれば進歩性は否定される。

数値限定・パラメータの扱い

多数の限定を「設計的事項」と認定



フィルム坪量



袋の傾斜角



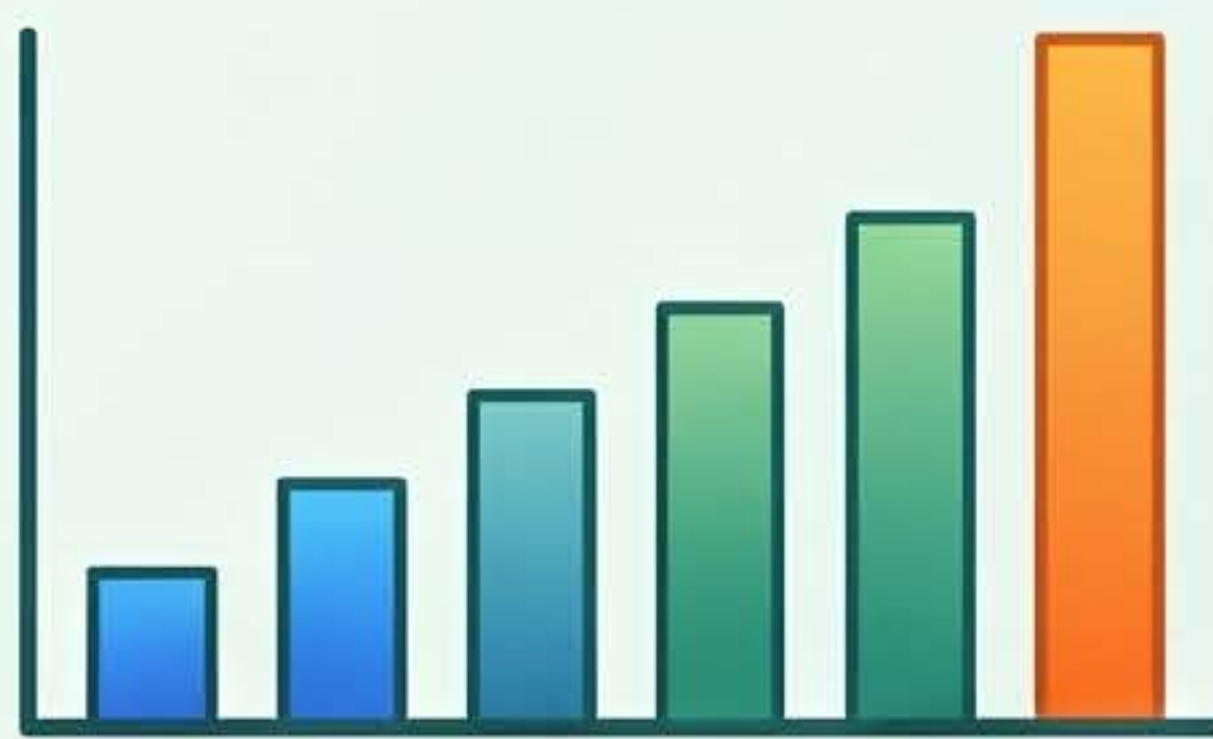
把持部長さ

当業者が調整可能な範囲とされた。

特許の数値範囲と引用文献（甲2）の開示内容

項目	本件発明の範囲	甲2（副引例）の開示	判決の判断
巻長	63～103m	66m、75m、93m	範囲内
巻き硬さ	1.0～3.0mm	1.2～2.3mm	範囲内
フィルム坪量	13～39g/m ²	25.5、32.5g/m ²	容易

臨界的意義の立証の難しさ



境界値の意義の欠如

官能評価の段階的变化(1点差など)だけでは、
境界値の格別な意義は認められにくい。